

「福島県の子どもたちを放射能から守る集会」における課題の回答について

平成23年7月6日
原子力被災者生活支援チーム

1. 内部被ばくの早期調査のためのロードマップを作成すること

(答)

現在、福島県が実施している先行調査の結果を踏まえて、今後行われる基本調査、詳細調査の計画について福島県と相談していきたい。

【参考:先行調査】

線量が高いと推測される地域(浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区)の住民のうち120名の方に対して行われている調査。6月27日から開始されており、ホールボディカウンター(WBC)による全身検査と尿によるバイオアッセイが含まれている。

1-2. 県民健康調査の計画の通りでは遅いのではないか

(答)

現在福島県が実施している先行調査の結果が出てから、県と相談していきたい。

2. 尿の分析を海外に依頼すること

(答)

これまでも尿検査ができる機器の整備を図ってきたところであるが、今後さらに機器の充実について検討中であり、国内で対応可能と考えている。

3. 福島県民の尿検査・WBC検査を全員を対象に早期に実施すること

(答)

先行調査の対象者120名に対して尿検査・WBCによる検査を順次実施しているところ。今後、先行調査の結果を踏まえて、どのように対応していくか福島県とも相談していきたい。

4. その検査は妊婦・子どもを優先して行うこと。

(答)

今後、検査を実施して行くにあたり、妊婦・子どもを優先するかについて福島県とも相談していきたい。

5. 全県民の尿を早期に採取するように県に指導すること

(答)

先行調査の対象者120名に対して尿検査を順次実施しているところ。今後、先行調査の結果を踏まえて、どのように対応していくか福島県とも相談していきたい。

6. 渡利地区を避難区域に設定すること

(答)

避難区域等の設定のあり方は、これから実施する分も含めた環境モニタリングのデータを集約・分析して検討が行われる。

8. 勸奨地点について、3.8 マイクロシーベルト、20ミリシーベルトを下回った場合でも指定するというが、具体的にどのように指定するのか。

(答)

「特定避難勸奨地点」については、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点及びこれらの高線量地点に囲まれている地点などの近傍地点を住居単位で設定している。なお、その際には、妊婦や子供のいる世帯に特に配慮をしている。

9. 3.8 マイクロシーベルト/時(20ミリシーベルト/年)は、土壤汚染(セシウム137および134およびその合計)に換算すると何ベクレル/平方メートルか

(答)

空間線量率の値は、地表面に蓄積した放射性物質からの影響に加え、周辺の環境等からも影響を受けることから、空間線量率の値に相当する地表面における放射性物質の蓄積量を一概に概算値として示すことは、不適切と考える。

11. 20ミリシーベルト基準について、安全委員会は内部被ばくも含まれると回答した。対策本部は、外部被ばくだけであると回答した。それぞれについて、詳しい見解を出すこと。

(答)

事故発生から1年の期間内の積算線量の目安20ミリシーベルトは、4月10日付けの原子力安全委員会の意見を踏まえ、外部被ばく線量で判断している。

13. ICRPの「年間積算線量20ミリ」の基準には、呼吸および食品摂取による内部被ばくが含まれているという理解でよいか。

(答)

ICRPの緊急時被ばく状況における放射線防護の参考レベル(20から100ミリシーベルト)には、内部被ばくも含まれている。ただし、本質的に制御することができない被ばく(放射性核種のカリウム40による内部被ばくなど)は、放射線防護対策からは除外されることとされている。

16. 子どもの被ばくのトータル管理はどこが責任を持つのか。

(答)

子どもや妊婦を含めて、住民の方々が受けた被ばく線量の調査は、福島県が主体となり、全県民を対象として実施する県民健康管理調査の一環として行うこととされており、浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区において先行的に調査が開始された。

この県民健康管理調査では、関係省庁、自治体及び事業者が連携して実施している各種の放射線モニタリングも活用される。

22. 20ミリシーベルト以下であっても、自主避難を認め、支援を行う区域を設定すること

(答)

避難者に対しては、これまでニュースレターや政府広報、ラジオなどの広報活動により、自主的に避難した方々も含めた避難者のニーズの高い情報を提供するなどの支援を行ってきている。

また、今般の震災において福島県は、全地域が災害救助法の適用を受けており、自主的に避難を行った方々についても、同法の適用対象となるよう弾力的な運用を行っている。具体的には、災害救助法の適用を行った福島県からの避難者の受入れに要した費用については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かにかかわらず、受け入れた都道府県から福島県に対して全額求償することができることや、避難者が長期間にわたり自らの住家に居住できない場合には、避難者を受け入れた都道府県が応急仮設住宅や民間賃貸住宅を避難者に提供できることを国から都道府県に対して通知しているところである。

なお、被害者に対する円滑な賠償を進めていくため、文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会において、賠償の対象となる原子力損害の範囲についての指針を、事故との相当因果関係が明らかなものから策定しているところである。これまでに、政府の指示による避難により生じた損害について、賠償の対象となる考え方などを明らかにしているが、これまでに指針の対象とされなかった者の避難費用については、今後検討することとなっている。